

平成24年12月10日

厚生労働省 社会保障審議会年金部会
厚生年金基金制度に関する専門委員会
委員長 神野 直彦 殿

企業年金連合会
理事長 村瀬 清司

「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」に対する意見について

厚生労働省が11月2日に公表した「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」については、厚生年金基金の一律廃止を前提とするものですが、企業年金連合会としては、こうした議論の進め方には反対であります。

今般、企業年金連合会に設置する政策委員会、同厚生年金基金小委員会、同確定給付企業年金小委員会及び同資産運用小委員会において、試案に対し別紙のとおり意見を取りまとめたところです。貴専門委員会におかれては、基金関係者の切実な声である本意見書を尊重して検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

平成24年11月29日

厚生年金基金制度の見直しについて(試案)に対する意見の概要

企業年金連合会

政策委員会・厚生年金基金小委員会 委員長 窪田 信幸

政策委員会確定給付企業年金小委員会 委員長 彭城 晃一

政策委員会資産運用小委員会 委員長 川出 龍一郎

1. 厚生労働省のスタンスについて

(1) 基金の現状に対する捉え方について

健全な基金や改善努力を続けている基金が存在する中、基金全体の存続が困難であるかのように国民に向けて発信し、厚生年金基金制度を廃止しようとしている。

財政状況が健全な基金又は改善する努力を続けている基金で、存続を希望する基金の道を閉ざすべきではないと考える。

(2) 意思決定プロセスについて

厚生労働省の方針に従い、給付減額・掛金引き上げ等の努力を行ってきた基金の努力が顧みられることなく、制度の廃止を前提とした検討が行われていること、制度存続と廃止の両論併記であった有識者会議の結論が唐突に翻され、制度廃止の方針で対応するとされたことは、意思決定のあり方としていかがなものか。

厚生労働省のこれまでの対応は、事業運営現場に大きな風評被害や混乱をもたらしていることをしっかり認識すべき。

2. 試案の内容について

(1) 年金制度全体の中での企業年金の位置づけについて

厚生年金基金のあり方を議論する上では、年金制度全体の中で、まずは、企業年金、とりわけ中小企業における企業年金のあり方についてしっかり議論すべき。

(2) 厚生年金基金の一律廃止を前提としていることについて

厚生年金基金の一律廃止を前提とした試案であり、到底容認できない。

厚生労働省は、将来の経済見通し等の試算の前提を明らかにした上で中長期的な視点に立ち、腰を据えての議論を行うべき。

(3) 受給権の保護等について

受給権保護の観点が欠如しており、基金の解散等によって、企業年金が減額又はなくなる者が大量に発生するおそれがあり、老後の所得保障に大きな支障をきたすことになる。厚生年金基金で働く職員等の雇用問題についても触れられていない。

(4) 他制度への移行について

移行支援策は、具体的な制度設計を示し、他制度へ移行できる基金がどの程度あるのか検証した上で、実効性のある対策を立てることが必要。一定の期間を定めての制度廃止・移行ではなく、基金自らの判断による制度の維持・移行の選択肢を提示することが望ましい。

厚生年金基金は、約17兆円の資産を保有しており、大量の株式売却が生じれば市場に大きな混乱を招くおそれがあることを考慮すべき。少なくとも代行返上にあたっては、現物納付は条件を付けずに認め、市場の変動等による損失を基金が負うことがないように配慮すべき。

(5) 特例解散について

存続が難しい基金の解散への道筋を作ることは評価されるべきだが、救済の財源を厚生年金本体の負担とすることは、既解散基金とのバランスに配慮が必要。分割納付の期間、付利の水準を見直すことも検討すべき。

清算型解散の実施に当たっては、明確で客観的な基準、審査プロセスの透明化、公平な立場に立ち年金制度に精通した者を委員として選ぶこと、が必要。

「基金全体から見て標準的な資産運用」を基準とすることは、これまでプロセス重視の行政指導を行ってきたこと、最適なポートフォリオが個別基金の事情や市場の動向により変化することなどから、一律に課すことには問題が多い。

(6) 最低責任準備金の計算方法の見直し等について

財政中立化をより適切に実現するため、代行給付費の計算に用いる係数(0.875)の見直しや期ずれの調整は、厚生年金基金制度の見直しによらず、個々の基金の実情を考慮した関係者が納得するものとし、一刻も早く先行して実施すべき。

基金の積立金は、本来必要な水準より著しく低く抑えられていることから、免除保険料率、給付現価負担金のあり方について見直し、本来あるべき水準に近づけるべき。

平成24年11月29日

「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」に対する意見

企業年金連合会

政策委員会・厚生年金基金小委員会 委員長 窪田 信幸

政策委員会確定給付企業年金小委員会 委員長 彭城 晃一

政策委員会資産運用小委員会 委員長 川出 龍一郎

1. 厚生労働省のスタンスについて

(1) 基金の現状に対する捉え方について

厚生年金基金の財政状況等は様々であり、「積立不足が深刻で存続が難しい基金」、「存続のために努力が必要な基金」、「これからも存続できる基金」がある。今般の試案も含めてAIJ問題以降の厚生労働省のスタンスは、「積立不足が深刻で存続が難しい基金」の状況が、あたかも厚生年金基金全体の状況であるかのように国民に向けて発信し、制度を廃止しようとしているように見える。

今後も企業年金を維持・発展させていくためにも、財政状況が健全な基金又は改善する努力を続けている基金で、存続を希望する基金の道を閉ざすべきではないと考える。

(2) 意思決定プロセスについて

これまで、厚生労働省の行ってきた財政運営基準の見直しにあたっては、連合会又は各委員会から累次の提言を行ってきた。しかしながら、それらは顧みられることなく矢継ぎ早の改正が行われた。これに対し、基金は改正された基準に従って、真摯に、給付減額や掛金の引き上げを実施してきたところである。また、現状で7割の基金は、行政が今後の財政運営が可能な基準として示した、いわゆる財政運営上の継続基準を満たしているにもかかわらず、こうした努力が顧みられることなく、制度の廃止を前提とした検討が行われているのではないかと懸念している。

また、先の有識者会議の報告において、厚生年金基金制度の今後のあり方については、制度の存続と廃止の両論併記であり、その後も厚生労働省は、財政運営基準や資産運用ガイドライン等を改正・強化し、厚生年金基金制度の存続を前提に施策を展開してきた。それが、特別対策本部において唐突に方針が翻され、制度を廃止する方針で対応するとされたことは、意思決定のあり方としていかがなものか。専門委員会委員も廃止論に偏った人選で、厚生年金基金関係者の意見が充分反映されるとは考えられない。

これらの対応は、制度を設計・運営し、基金を指導・監督する立場の行政当局自らの責任に言及することなく、全ての責任を基金の現場に押し付けようとするもので、基金関係者がこれまで行政を信頼し、基金を運営してきたことに対して著しく配慮・公正さが欠けていると言わざるを得ない。

加えて、厚生労働省がこれまで行ってきた厚生年金基金制度に関する方針・情報の発表や、今回の厚生年金基金の一律廃止を前提とした試案の公表は、関係者の不安・不信を招いており、事業運営現場に大きな風評被害や混乱をもたらしていることをしっかり認識すべきである。

2. 試案の内容について

(1) 年金制度全体の中での企業年金の位置づけについて

高齢化や少子化の進展に伴い公的年金が圧縮される中で、これを補完する企業年金の役割は益々大きくなっている。しかしながら、専門委員会で提示された厚生労働省の試案は、企業年金、とりわけ厚生年金基金が公的年金制度との関連を含めた年金制度全体の中でどのような役割を担っているかについての視点が欠如しており、もっぱら廃止のためのプロセスのみが示された案となっている。

厚生年金基金は公的年金を補完する制度として設立され、総合型基金は、中小企業の企業年金の実施主体として大きな役割を担ってきた。代行返上した企業やその労働組合にあっても、そうした歴史的意義・役割を忘れるべきではない。

こうしたことを踏まえ、まずは、企業年金、とりわけ中小企業における企業年金のあり方についてしっかり議論すべきである。

(2) 厚生年金基金の一律廃止を前提としていることについて

試案は、健全な財政運営を行っている基金を含めて厚生年金基金の一律廃止を前提に策定されており、先ほども述べたように、これまでの関係者による財政健全化や受給権保護のための懸命の努力を無視するもので、到底容認できるものではない。

厚生労働省は、厚生年金基金制度の持続可能性を検討するに当たって、その前提となる将来の経済見通し等について全く提示していないため、客観的な評価を行うことができない。どのような前提条件で基金のキャッシュフローを計算しているのか、その時厚生年金本体の財政状況はどのようになるのか。そのためには、先ず5年、10年先の経済見通し等の前提条件が示されるべきで、それらを踏まえ、厚生年金基金制度の持続可能性について、中長期的な視点に立ち、腰を据えての議論が必要である。

また、厚生労働省が専門委員会において示した代行割れのリスク分析（最低責任準備金に対する積立比率1.3、1.7）は、代行割れのリスクを殊更強調するもので、根拠となる計数や前提条件を明確にすることなく、このような試算結果を開示することは、誤解や風評を招きかねないものである。

(3) 受給権の保護等について

試案には、受給権保護の観点も欠如していることも大きな問題である。厚生年金基金制度の廃止に伴う基金の解散等によって、企業年金が減額又はなくなる者が大量に発生し、老後の所得保障に大きな支障をきたすことになる。

厚生労働省は、給付減額等について、これまで厳しい規制を課しながら、この度は厚生年金基金制度の廃止を推進している。このような進め方は、厚生労働省がこれまで行ってきた受給権保護の様々な施策と矛盾している。労使合意に基づく給付減額等を容易に認めず、一方で厚生年金基金の一律廃止を行うのであれば、制度の廃止により企業年金を失う加入者、受給者等の納得は到底得られない。また、試案においては、厚生年金基金で働く職員等の雇用問題についても全く触れられていない。このような国民の基本的な権利に関係する事項について、慎重な議論を行うことなく早急に結論を導くような

検討を進めるべきではない。

厚生年金基金を一律廃止とすることは見直し、受給権保護と厚生年金基金制度の存続について真摯に議論すべきである。

(4) 他制度への移行について

試案に示されている企業年金の移行支援策については、その具体的な制度設計が不明確である。また、どの程度の基金が他制度へ移行できるかの検証がなされていない。基金の運営には一定の資産規模が必要であり、資産規模が小さな基金が代行返上を行えば、効果的な分散投資ができなくなり、運用報酬比率や基金運営経費の負担割合が上昇することが想定されるため、解散を選択する基金が多数を占める可能性がある。平成24年3月末で適格退職年金が廃止された際は、その多くが企業年金の廃止の道を選んでおり、中小企業を中心とした総合型基金が大多数を占める厚生年金基金も同様とならないよう、新たな受け皿の検討を含めた実効性のある対策が必要である。試案のように一定の期限を定めて制度廃止・移行を行うのではなく、実現可能性がある移行可能な選択肢を示した上で、基金自らの選択により制度の維持・移行を行うよう選択が可能となるような制度設計が望ましい。

なお、厚生年金基金は約17兆円の資産を保有しており、解散や代行返上により、大量の株式売却が生じれば金融市場に大きな影響を与えることが予想される。5年、10年という移行期間があったとしても一時期に集中するおそれがあり、市場に対する影響は決して小さくない。厚生労働省は、試案のような厚生年金基金の一律廃止により、日本経済に市場の混乱や年金デフレが起こる影響を考慮して提案しているのか。市場や経済に与える問題点や対策を検討することなく、試案のような提案を行っているとするれば問題である。少なくとも現物納付は条件を付けずに認め、有価証券の価格評価や現物納付のタイミングは、市場の変動による損失を基金が負うことのないよう配慮すべきである。

(5) 特例解散について

積立不足が深刻で存続が難しい基金に対して、解散への道筋を作ることは評価されるべきであるが、救済の財源を厚生年金本体による負担とすることは、これまでに解散した基金とのバランスに配慮が必要である。母体事業所の負担に配慮し、分割納付の期間をより長く設定することや付利の水準を見直すことで対応することも検討すべきである。

清算型解散を実施するにあたっては、明確で客観的な基準をあらかじめ設けるべきであり、審査会の運営において、審査プロセスの透明化を適切に行うとともに、公平な立場に立ち年金制度に精通した者を委員として選ぶべきである。

また、モラルハザードの防止策を講じる上で、「基金全体から見て標準的な資産運用」を基準として善し悪しを振り分けることは、これまでの資産運用に対する行政指導が、5・3・3・2規制の撤廃以降、基金がそれぞれ意思決定のプロセスにおいて必要な手続きを踏むことに重点を置いてきたことや、最適なポートフォリオが個別基金の事情や市場の動向により変化することなどを考慮すれば、こうした基準を一律に課すことには問題が多い。

(6) 最低責任準備金の計算方法の見直し等について

試案で提案されている代行給付費の計算に用いる係数(0.875)の見直しや、期ずれの調整は、財政中立化をより適切に実現するため、厚生年金基金制度の見直しによらず、一刻も早く先行して実施するべきである。その際、代行給付費の計算に用いる係数については、年齢区分のみならず個々の基金の実情を考慮した関係者が納得するものとなるようにすべきである。

また、そもそも、免除保険料率や過去期間代行給付現価の計算の前提となっている運用利回り(現在は4.1%)は、現実とかい離れた極めて高い水準となっている。基金は、免除保険料率が低く見積もられるため本来積立てに必要な原資を得ることができないばかりか、過去期間代行給付現価が過小に見積もられるため、給付現価負担金も容易に得ることができない。そのため基金の積立金の水準は、本来必要な水準より著しく低く抑えられており、効率的な運用が困難になっている。厚生年金保険法第81条の3に定める本来の免除保険料率設定の趣旨に則り、適切な免除保険料率を設定するとともに、過去期間代行給付現価の半分以下しか保証しない給付現価負担金のあり方についても見直し、基金の積立金を本来あるべき水準に近づけるべきである。

以上